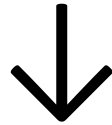


重症度、医療・看護必要度の 評価方法について

平成27年7月27日

急性期病棟看護師

看護必要度



入院患者に提供されるべき
看護の必要量

患者がどの程度サービスを必要としているかによって判断



患者の状態や処置の状況等を評価することによって
看護の業務量を評価する仕組み

平成26年度診療報酬改定

《見直しのポイント》・・・厳格・厳密・厳正になった

- ①名称の変更
- ②評価基準の変更
- ③評価項目の削除・変更・追加
- ④評価時刻の変更
- ⑤評価指導者研修の変更
- ⑥医師による指示の明確化
- ⑦「使用」から「管理」へ
- ⑧看護師による具体的な介入
- ⑨各項目の定義・評価方法が明確化に
- ⑩記録に対する留意点

評価の基本3原則

- 1 評価当日の0時～24時の評価
- 2 当該病棟内で発生した行為であること
- 3 当該病棟の看護師による行為であること

創傷処置

①創傷の処置（褥瘡の処置を除く）

- ・皮膚、粘膜が破綻をきたした状態、数、深さ、範囲の程度は問わない
- ・鼻・口腔・膣・肛門の粘膜であって、外部から粘膜が破綻をきたしている状態であることが目視できる場合に限る
- ・創傷の治癒を促し感染を防止する目的で、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入・塗布・ガーゼ・フィルム剤等の創傷被覆材の貼付・交換などの処置を実施した場合をいい、診察、観察だけやガーゼを剥がすだけの場合は含めない

- 縫合創は対象に含めるが、縫合のない穿刺創は含めない
- 気管切開、胃瘻、ストーマ等の造設から抜糸まで、及び滲出があり処置を必要とする場合は含めるが、瘻孔として確立した場合は含めない
- VAC療法(陰圧閉鎖療法)、眼科手術後の点眼及び排泄物の処理に関するストーマ処置は含めない

創傷処置

②褥瘡の処置

- ・褥瘡とはNPUAP分類Ⅱ度以上又はDESIGN-R分類d2以上の状態
- ・洗浄、消毒、止血、薬剤の注入・塗布、創傷被覆材の貼付
 - ・交換等の処置の実施を評価
- ・VAC療法(陰圧閉鎖式療法)は含めない

呼吸ケア

(喀痰吸引の場合を除く)

- ・人工呼吸器の管理を行った場合に評価
- ・装着状態の確認、換気状況の確認、機器の作動確認等の実施をいう
- ・使用に関する医師の指示が必要
- ・喀痰の吸引のみの場合は含めない

点滴ライン同時3本以上の管理

- ・3本以上を同時に使用し、看護師等が管理を行った場合に評価
- ・手動で注射を実施した場合は、本数に含めない
- ・PCAによる点滴ライン(携帯用を含む)は看護師等が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ本数に数える

心電図モニター管理

- ・医師の指示があり、看護師等が心電図のモニタリングを持続的に実施する場合
- ・看護師等の心電図の評価の記録が必要
- ・心電図の誘導の種類、誘導法の種類、心電図モニターの装着時間や回数は問わない
- ・ホルター心電図は、看護師による持続的な評価の記録がある場合は含める

シリンジポンプの管理

- ・PCAによるシリンジポンプは、看護師等が投与時間と投与量の両方の管理を行い持続的に注入している場合

輸血や血液製剤の管理

- ・血管を通して輸血や血液製剤の投与を行い、投与後の状況を看護師が管理した場合
- ・自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合は含める
- ・腹膜透析や血液透析は含めない

専門的な治療・処置

- ①抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）
- ②抗悪性腫瘍剤の内服の管理
- ③麻薬の使用（注射剤のみ）
- ④麻薬の内服・貼付、坐剤の管理
- ⑤放射線治療
- ⑥免疫抑制剤の管理
- ⑦昇圧剤の使用（注射剤のみ）
- ⑧抗不整脈剤の使用（注射のみ）
- ⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用
- ⑩ドレナージの管理

専門的な治療・処置

①薬剤に関する3つの条件

- 1 「薬剤」は評価の対象か？
- 2 「患者の状態」が評価の対象か？
- 3 「投与の目的」は評価の対象か？

専門的な治療・処置

②内服薬等の管理に関する3つの実施

1 計画

2 実施

3 投与後の評価

3つが共に実施されていること

専門的な治療・処置

①抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）

- ・抗悪性腫瘍剤の注射剤を使用した場合に評価
- ・薬剤の種類は問わない
- ・静脈内、動注、皮下注を含む
- ・休薬中は含めない
- ・目的外に使用された場合は含めない

専門的な治療・処置

②抗悪性腫瘍剤の内服の管理

- ・内服薬を使用した場合
- ・看護師等による内服の管理が実施されており、計画、実施、評価の記録がある場合
- ・予め薬剤の使用に関する指導を実施し、内服確認、内服後の副作用の観察を含む
- ・単に与薬のみを実施した場合は含めない
- ・患者が自己管理している場合は、看護師等が計画に基づく内服確認、内服後の副作用の観察を行っていれば含める

専門的な治療・処置

③麻薬の使用（注射剤のみ）

- ・痛みのある患者に対して麻薬注射薬を使用した場合
- ・麻薬処方箋を発行させなければならない薬剤
- ・静脈内、皮下、硬膜外、くも膜下を対象に含める
- ・休薬中は含めない

専門的な治療・処置

④麻薬の内服・貼付、坐剤の管理

- 痛みのある患者に対して内服・貼付、坐剤により看護師等が実施した場合
- 麻薬処方箋を発行させなければならない薬剤
- 特別な管理を要する患者に対し、計画、実施、評価の記録がある場合
- 薬剤の使用に関する指導を実施し、内服、貼付等の確認、副作用の観察を含む
- 自己管理の場合は計画に基づいて、看護師等が内服、貼付等の確認、内服、貼付後の副作用の観察をしていれば含める

専門的な治療・処置

⑤放射線治療

- 外部照射と内部照射を問わない
- 管理入院により、継続して内部照射を行っている場合は、治療期間を通して評価
- 外部照射の場合は照射日のみを評価
- 院外での実施は含めない

専門的な治療・処置

⑥免疫抑制剤の管理

- 自己免疫疾患患者の治療、又は、臓器移植後の拒絶反応防止を目的に看護師等が注射及び内服の管理を実施した場合
- 薬剤の使用に関する指導を実施し、内服確認、内服後の副作用の観察を含む
- 単に与薬のみを実施した場合は含めない
- 自己管理をしている場合は計画に基づく内服確認、内服後の副作用の観察を実施していれば含める
- 目的外に使用した場合は含めない

専門的な治療・処置

⑦昇圧剤の使用（注射剤のみ）

- ・ショック状態、低血圧状態、循環虚脱の患者に対して、血圧を上昇させる目的で昇圧剤の注射薬を使用している場合
- ・目的外に使用した場合は含めない

専門的な治療・処置

⑧抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）

- ・不整脈の発生を抑えることを目的として抗不整脈剤の注射剤を使用した場合
- ・精神安定剤等を不整脈の抑制目的として使用した場合も含まない

専門的な治療・処置

⑨抗血栓塞栓薬の持続的点滴の使用

- ・冠動脈疾患、肺血栓塞栓症、脳梗塞、深部静脈血栓症等の静脈、動脈に血栓・塞栓が生じている、もしくは生じることが疑われる急性疾患の患者に対して、血栓・塞栓を生じさせないもしくは減少させることを目的に抗血栓塞栓薬を持続的に点滴した場合

専門的な治療・処置

⑩ドレナージの管理

- ・排液、減圧の目的で患者の創部や体腔にドレーンを継続的に留置し、滲出液や血液等を直接的に对外に誘導し、排液バッグ等に貯留する場合
- ・当日に設置し、かつ当日に抜去した場合は含めない
- ・設置した日であって翌日も留置している場合、又は抜去した日であって前日も留置している場合は当日に6時間以上留置されていた場合は含める

専門的な治療・処置

⑩ドレナージの管理(2)

- ・減圧目的で胃瘻を解放する場合やペンローズドレーン、フィルムドレーン等を使用し誘導する場合は定義に従っていれば含める
- ・体内で側副路を通す場合や、腹膜透析、血液透析は含めない
- ・経尿道的な膀胱留置カテーテルは血尿があり、血尿の状況を管理する場合のみ含める
- ・VAC療法は創部にドレーンを留置して、定義に従った処置をしている場合は含める
- ・抜去や移動等の目的で、一時的であればクランプしていてもよい

看護必要度チェック項目の評価

「手引き」を正確に読み理解する

事実をありのままに見て判断する

思い込みに注意する

記録による客観性を確保する